

JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条に基づく

JPRS の責任事項に関する実績評価の件

JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条に関する有識者評価委員会（以下、有識者評価委員会）より次ページの報告書通り、JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条に基づく JPRS の責任事項に関して、実績評価基準に違反する事由は見当たらず、2015 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの責任事項は適切に履行されていたとの実績評価の報告を受けました。

JPNIC としては、有識者評価委員会の報告を勘案した上で総合的に判断したところ、JPRS の責任事項は適切に履行されていたとの実績評価としましたので、ご報告します。

2016 年の実施状況

- 3 月 18 日 第 112 回理事会にて、上記履行状況の評価を有識者評価委員会に対して依頼することを承認。
- 3 月 29 日 JPRS から報告書を受領
- 4 月 1 日 JPNIC 理事会より有識者評価委員会へ実績評価を依頼
- 4 月 22 日 有識者評価委員会開催
 - ・ JPRS から提出された報告書を JPNIC 理事会から提示された実績評価基準に照らして評価
- 4 月 22 日 有識者評価委員会が実績評価報告（次ページ）を理事会に提出
（実績評価基準に違反する事由は見当たらず、JPRS において責任事項は適切に履行されていたものと評価できるとの結論）
- 5 月 18 日 第 113 回理事会にて、有識者評価委員会の評価結果を受領、評価結果を勘案した上で総合的に判断したところ、JPRS の責任事項は適切に履行されていたとの実績評価とすることを承認
- 6 月 6 日 総務省に、JPRS の責任事項に関する実績評価についての JPNIC の判断結果を報告
- 6 月 16 日 JPRS に、JPRS の責任事項に関する実績評価についての JPNIC の判断結果を通知
- 6 月 17 日 JPNIC 総会にて報告

以上

2016年4月22日

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
理事長 後藤滋樹 殿

JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条に関する有識者評価委員会
委員長 早川吉尚



JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条で規定される
JPRS の責任事項に関する実績評価報告

本委員会としては、第 112 回理事会（2016 年 3 月 18 日）第 3 号議案にて決議された以下の依頼事項につき、下記のとおり報告いたします。

■ 依頼事項

JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条に関する有識者評価委員会規程に基づき、株式会社日本レジストリサービス（以下、JPRS）が行う JP ドメイン名登録管理業務に関して、同移管契約第 13 条（JPRS の責任）に定められる責任事項の、2015 年 1 月 1 日から同 12 月 31 日までの履行状況の評価を依頼し、2016 年 5 月 6 日までに評価結果の報告を求めます。

記

【報告事項】

本委員会は、JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条で規定される JPRS の責任事項（以下「本責任事項」という。）について、「JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条で規定される JPRS の責任事項に関する実績評価基準」（以下「本実績評価基準」という。）並びに「JP ドメイン名登録管理業務移管契約に関する覚書」及び同別紙に従い、以下の資料等を対象資料として検討したが、本実績評価基準に違反する事由は見当たらず、JPRS において 2015 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの本責任事項は適切に履行されていたものと評価できる。

- JPRS から、2015 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの本責任事項の履行状況の報告として提出された「JP ドメイン名登録管理業務移管契約に関する覚書第 2 条に基づく報告書」
- 一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という。）から、本実績評価基準において、JPNIC の表明が必要な項目及び JPNIC が当事者として関与する項目に係る表明事項として提出された「JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条で規定される JPRS の責任事項に関する実績評価基準に対する JPNIC による実績表明」

以上